報告第31号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成 24 年 10 月 2 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処分事項 損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成 24 年 9 月 21 日	35, 187 円		24年930個市場ので駐方転体ートさ29分の職者等を、手て車ケッ傷のの行駐方転体ートさいが、これを明確では、びれてのでは、びれるのででは、びれるのででは、びれるのででは、びれるのでででは、びれるのでででは、びれるのででででである。	の損害賠償金と して左記金額を 払う。 (2) 相手方は、本 市に対しその余 の請求権を放棄